

大月勤労者体育センターにおける感染拡大防止ガイドライン

令和4年6月1日施行

大月勤労者体育センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための指針を以下に示す。

【3密の回避】

①換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・一人あたりの必要換気量を確保する。常時窓を全開にして必要換気量を確保し、日中は一部扉も開放する。ただし、天候により窓及び扉を全開にできない場合は、30分に1回以上、5分程度の全開により、必要換気量を確保する。

②施設内の混雑緩和（「密集」の回避）

- ・入場者の制限などにより混雑度を管理する。
- ・原則予約制の活用により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・大会及びイベント、同一時間帯の複数団体施設利用（対外試合・合同練習）は、主催者が感染予防対策の計画及び来場者名簿を作成のうえ、管理を徹底すること。また、大会及びイベントについては、施設管理者へ要項を必ず提出し、責任者等の所在を明確にすること。

③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1 m（マスク着用の無い場合は2 m）の対人距離を確保する。
- ・勤労青年センターの受付窓口は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ・現金受け渡し用のコイントレーを使用する。
- ・マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ・密を避けるため、更衣室の利用を禁止とするため、運動ができる服装でのご来館にご協力ください。

【その他の感染防止対策】

④マスクの着用

- ・館内において、運動以外の場合必ずマスクを着用すること。運動時におけるマスクの着用については、身体への負荷が著しく大きくなる恐れがあるのでかかりつけ医の意見を踏まえること。ない、高温多湿の環境下におけるマスクの着用は熱中症のリスクが増大するので注意すること（人がいない所でマスクを外して休憩し十分な水分補給を行う。）

⑤手洗い・手指消毒

- ・ 玄関入口に手指消毒液を設置する。
- ・ 来館時並びに随時（施設職員においては定期的）における手指消毒の実施、トイレ利用後等における手洗いの実施を徹底する。

⑥体調チェック

- ・ 施設職員は入館前に検温及び体調確認し体温が基準値（37.5° C）以上又は症状、嘔吐・下痢等の症状発している場合、出勤停止とする。
- ・ 入場者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認を行うこと。滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、検温を行うこと。

⑦トイレの衛生管理

- ・ トイレは清潔を保つよう利用する。
- ・ 施設管理者は、トイレを清潔に保つ。

⑧喫煙スペースの使用制限

- ・ 館内禁煙とする。ただし、屋外の喫煙スペースは、密にならないように距離を確保する。

⑨清掃・消毒

- ・ 他人と共用する貸出物品は、返却時に職員が清拭消毒する。
- ・ 利用者はゴミについて、原則全て持ち帰る。館内のゴミ箱は、撤去する。

⑩利用者に対する利用制限

- ・ 市民の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域等に居住されている方は利用出来ません。
- ・ 高校生以下だけの利用については、保護者の承諾を得ることとし申請書使用責任者欄に当該保護者の住所、氏名、連絡先を明記する。
- ・ 利用者以外の入館を禁止する。
- ・ 利用者は、当施設から感染が発生した場合において、行政機関による調査への協力をお願いします。
- ・ 団体利用の代表者は、団体全員へ連絡がとれる体制を確保してください。
- ・ 利用者は、近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。
- ・ 利用者は、利用者同士が大声で会話をしないよう注意すること。

⑪チェックリストの作成、確認

- ・施設管理者は、この感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。また、施設利用者は、利用制限の遵守に署名し、感染拡大予防に努める。

⑫新型コロナウイルス接触確認アプリの推奨

- ・施設利用者は、自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、積極的に厚生労働省が提供する接触確認アプリ（COCOA）をインストールし活用すること。

【施設ごとの注意点等】

開館時間

- ・平日及び土曜日の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。
- ・祝日及び日曜日の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

①アリーナ使用について

- ・1団体につき、利用人数は必要最低限とすること。
- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用に努めること。
- ・常時換気により窓を開けるため、暗幕の利用は禁止とする。ただし、大会時に限り暗幕の使用を認めるが、換気に努めること。
- ・詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

以上のとおりとし、利用者に対し新型コロナウイルス感染に対する注意喚起及び本指針の周知徹底に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症感染状況又はこれらによる国、県の対応により、本ガイドラインを急きょ変更する場合があることを利用者に周知する。

令和2年6月15日版

令和2年7月15日版

使用時間の変更

令和4年6月1日版

使用時間の緩和

県外者受け入れ